310-2157 令和5年12月15日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

串間市長 島田俊光

市町村名 (市町村コード)		串間市
		(45207)
地域名 (地域内農業集落名)		市木迫ノ宇戸地区
		(子持田・中福良)
協議の結果を取りまとめた年月日		令和5年11月14日
		(第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。 注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

市木迫ノ宇戸地区は、串間市の東部に位置しており、基盤整備した畑において極早生みかん、中晩柑、高酸柑橘等の生産が行われているが、サルやイノシシ等の被害が深刻な状況となっている。

また、担い手については認定農業者の確保できているが、10年後には担い手の高齢化が懸念される。

【地域の基礎的データ】

農業者:3人(うち50歳代以下0人)、団体経営体(法人・集落営農組織等)なし

主な作物:露地みかん、ぽんかん、施設きんかん、日向夏、レモン等

(2) 地域における農業の将来の在り方

市木迫ノ宇戸地区には、多面的機能を有する農地を維持するために設立した「市木迫ノ宇戸集落(中山間地域等直接支払制度)」が存在しており、構成員3名が連携しながら、集落協定に基づく活動を展開している。 現在、市木迫ノ宇戸地区では、果樹の生産が行われているが、消費者ニーズの高い品種等への改植等を進めながら収益性を高めていく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積		13.10 ha
	うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	13.10 ha
	(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	0.00 ha

(2)農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

中山間地域等直接支払制度事業に取り組んでいる範囲を農業上の利用が行われる区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3	農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項				
	(1)農用地の集積、集約化の方針				
	農地中間管理機構を活用し、担い手への農地集約を維持する。				
	(2)農地中間管理機構の活用方針				
	地区内の農地については、所有者の意向を踏まえた上で農地中間管理事業を活用していく。				
	(3)基盤整備事業への取組方針				
	市木迫ノ宇戸地区については、農地保全事業において農道・水路の整備を行っているが、一部において未整備				
	となっていることから、今後はその整備について検討を行う。				
	また、管理棟(倉庫、トイレ等)の整備を検討していく。				
	(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針				
	関係機関・団体と連携を図りつつ、地区内の多様な経営体が農業経営を展開できるよう、市木迫ノ宇戸集落が				
	サポートを行う。				
	(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針				
	地区内担い手による共同作業を検討していく。				
	以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)				
	□ ① ① ②有機・減農薬・減肥料 □ ③スマート農業 □ ④輸出 □ ⑤果樹等				
	□ ⑥燃料・資源作物等 □ ⑦保全・管理等 □ ⑧農業用施設 □ ⑨その他				
	【選択した上記の取組方針】				
	①鳥獣被害防止対策としてワイヤーメッシュ・電気柵を設置しているが、定期点検を行っていく。 ⑧管理棟(倉庫、トイレ等)の整備を検討していく。				
	③官哇棟(肩庫、トイレ寺)の登禰を検討していく。 ③未整備となっている農道・水路の整備を検討していく。				
	③木笠岬となりにはる長垣・小路の笠浦を快討してい、。				
	·				